



みどり おうちがた  
水土里ネット邑知潟

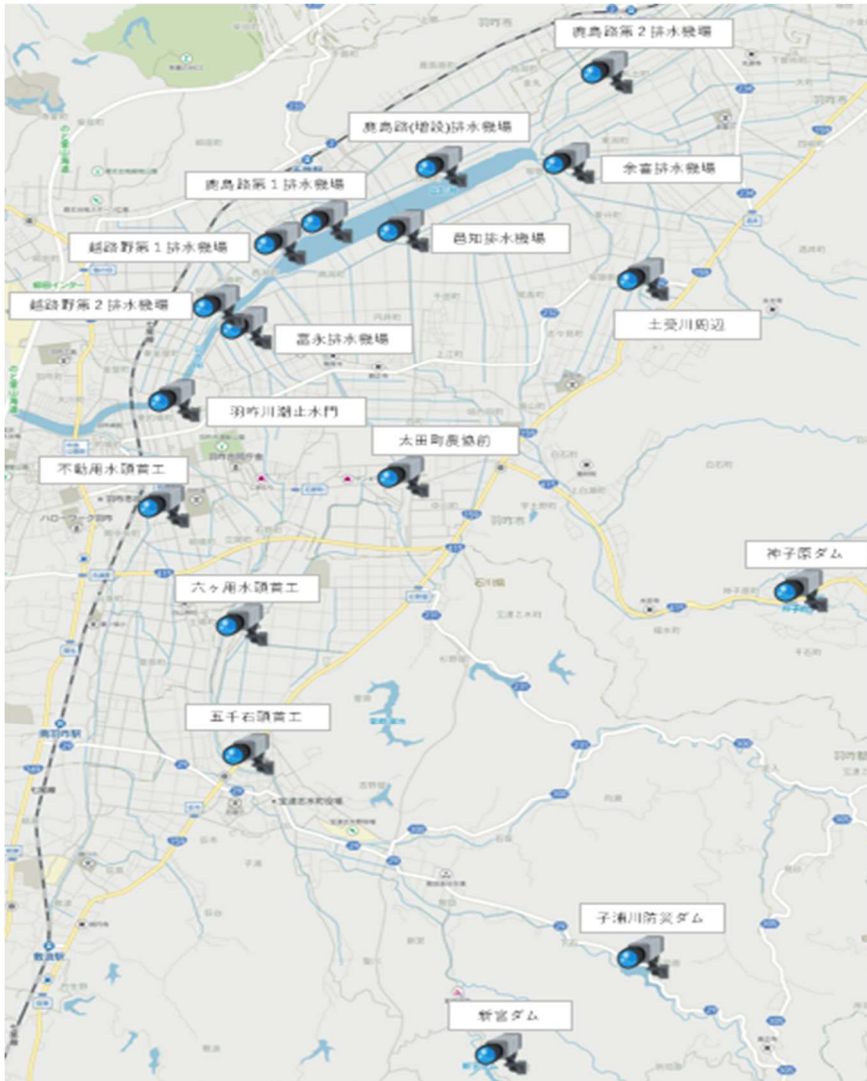
食と環境を守る

広報

第17号

令和5年6月発行

みどり おうちがた  
水土里ネット邑知潟



### 邑知潟土地改良区が管理する 監視カメラ

土地改良区管内に17か所の監視カメラを設置して、ゲリラ豪雨等に伴う邑知潟周辺の排水管理や神子原ダム、子浦川防災ダム、新宮ダム、五千石頭首工、不動用水頭首工の水管理などの監視を行っています。また羽咋市などと協定を締結して、ゲリラ豪雨時、降雪時などの監視等にも利用されています。

今年度は佐南谷川（四柳町地内）、六ヶ用水頭首工（立開町地内）に監視カメラを設置します。

広報：水土里ネット邑知潟 第17号

発行所 邑知潟土地改良区  
〒925-0026 石川県羽咋市石野町へ 27-2  
TEL (0767) 22-2020 FAX (0767) 22-9040  
http://www.outigata.or.jp  
E-mail: midori-net@outigata.or.jp



理事長

山本 泰夫

## 理事長挨拶

組合員並びに関係各位におかれましては日頃より邑知潟土地改良区の運営、各種事業の推進に特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業・農村は安全、安心な食料供給や豊かな国土、自然環境等が健全であって初めて維持されるものです。

しかしながら人口減少、農業従事者の高齢者等による減少で、農地や農業用水の管理に支障が生じ、営農の継続が困難になる等、様々な問題を抱えています。

さらに燃料価格の上昇に伴う電力料金の高騰は用排水機場等を管理する土地改良区にとっては死活問題となっています。また農村・農業を魅力あるものにする為に、担い手の育成や効率的な生産に必要な農地の大区画化及び汎用化を積極的に進めるとともに、農業用水の安定供給に必要な農業水利施設の長寿命化やため池等の耐震化、洪水被害防止等、農村地域の国土強靱化を図る防災減災対策の推進が課題です。このような状況の中で、農業・農村の持つ魅力や多面的機能を通して活性化を図り、貴重な財産として次世代に引継いで行くことが重要な責務と考えています。

令和5年度は国営造成施設県管理費補助事業、県営老朽ため池整備事業（神子原ダム、宇土野ため池）、県営震災対策農業施設整備事業（新宮ダム）、県営農業水路等長寿命化防災減災事業、維持管理適正化事業の事業を行います。また県営事業で邑知潟地区の調査が行われます。

結びに組合員皆様の期待に添えるよう、国・県・市町・各種団体と連携を深めながら、役員一同職務に邁進する所存です。今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## 第35回 邑知潟土地改良区通常総代会

3月18日邑知潟土地改良区通常総代会は、土地改良法31条により総代会を開催しました。出席者は、理事・監事19名、総代55名、施設管理准組合員71名で、コスモアイル羽咋において、提出議案が上程され審議の結果、原案通り可決されました。

◆通常総代会で可決された議案は次のとおりです。

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 令和5年度事業計画の議決について            |
| 第2号議案 | // 一般会計収支予算の議決について          |
| 第3号議案 | // 特別会計収支予算の議決について          |
| 第4号議案 | // 特別会計管理委託施設収支予算の議決について    |
| 第5号議案 | // 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について  |
| 第6号議案 | // 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について |
| 第7号議案 | // 金銭預入先金融機関の議決について         |
| 第8号議案 | // 役員の報酬について                |



令和5年度 予算報告書

●一般会計収支予算（電力料金の高騰により、潮止水門、排水機場の賦課金が増額）

収入の部 182,498,000円（単位：円） 支出の部 182,498,000円（単位：円）

款	項	予算額	款	項	予算額
1	土地改良事業収入	45,368,000	1	土地改良事業費支出	61,817,000
2	附帯事業収入	172,000	2	一般管理費支出	30,230,000
3	補助金等収入	26,300,000	3	土地改良事業負担金支出	32,001,000
4	交付金収入	10,600,000	4	借入金返済支出	1,001,000
5	業務受託料収入	30,760,000	5	支払利息	159,000
6	雑収入	86,000	6	固定資産取得支出	1,003,000
7	借入金収入	2,000	7	基本財産積立支出	2,000
8	基本財産取崩収入	595,000	8	特定資産積立支出	1,010,000
9	特定資産取崩収入	687,000	9	予備費	347,000
10	繰越金	13,000,000	10	子浦川防災溜池管理区	15,699,000
11	子浦川防災溜池管理区	15,699,000	11	羽咋町管理区	3,293,000
12	羽咋町管理区	3,293,000	12	釜屋管理区	11,799,000
13	釜屋管理区	11,799,000	13	柳田管理区	8,210,000
14	柳田管理区	8,210,000	14	千路管理区	4,782,000
15	千路管理区	4,782,000	15	鹿島路管理区	9,111,000
16	鹿島路管理区	9,111,000	16	八ヶ用水管理区	2,034,000
17	八ヶ用水管理区	2,034,000	17	一ノ宮管理区	0
18	一ノ宮管理区	0	18	千石管理区	0
19	千石管理区	0	19	余喜管理区	0
20	余喜管理区	0			
収入合計		182,498,000	支出合計		182,498,000

※一ノ宮管理区は令和5年度より町会管理となります。※千石・余喜管理区は1款へ移し替える。

●賦課基準（邑知瀧周辺受益地）

水門負担	650円/10a	特別会計区域経常賦課金	1,500円/10a
干拓地経常賦課金	1,500円/10a	一般会計区域経常賦課金	1,200円/10a
排水機場県管理費負担	2,820~3,110円/10a	越路野干拓地経常賦課金	1,000円/10a
干拓地管理費	510~650円/10a	管理区経常賦課金	250円/10a

## 令和4年度 事業報告

### ●土地改良施設維持管理適正化事業（国：30% 県：30% 市：20%：地元20%）

#### ① 大町1号用水機場制御盤取替工事（2,002千円）



(着工前)



(工事中)



(完成)

### ●土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）

（国：50% 県：20% 市：20%：地元10%）

#### ② 不動用水頭首工遠隔監視設備工事（5,003千円）



(着工前)



(工事中)



(完成)

### ●国営造成施設管理体制整備促進事業

（国：50% 県：25% 市：25%）

#### ③ 監視カメラ設置工事（1,320千円）



(着工前)



(工事中)



(完成)

## 令和5年度 事業計画

土地改良施設維持管理適正化事業	子浦用水機場	ポンプ補修工事	4,000,000円
	馬越用水頭首工	止水門設置工事	3,500,000円
	六ヶ用水頭首工	監視カメラ等設置	3,500,000円
国営造成施設管理体制整備促進事業	操作運転費・電力料金、通信費等×37.5%		
	監視カメラ設置工事等		12,272,000円

## 令和5年度 邑知潟水土里ネットワーク総代会

令和5年3月18日午前10時30分よりコスモアイル羽咋大ホールで、多面的機能支払交付金の活動組織である邑知潟水土里ネットワークの通常総代会を開催しました。

総代総数125名に対し、総代100名、委任状7名の出席があり、令和5年度通常総代会が開催され、第1号議案～第4号議案が原案通り可決されました。



◆通常総代会で可決された議案は次のとおりです。

第1号議案 邑知潟水土里ネットワーク協定変更の議決について

第2号議案 令和5年度 邑知潟水土里ネットワーク収支予算（案）の議決について

第3号議案 令和5年度 邑知潟水土里ネットワーク活動計画（案）の議決について

第4号議案 一時借入金及びその方法の議決について

## 令和5年度 邑知潟水土里ネットワーク

令和5年度活動は、各地区の町会長、区長で施設点検を行い、計画策定後の4月6日より活動を行っています。



町会長・区長で計画（案）策定



第1回運営委員会 計画策定承認



各地区の町会長、区長で施設点検



## 邑知潟水土里ネットワーク活動写真

### ◆町会・区による農道補修（集合写真・作業中・作業後）



### ◆町会・区による水路等草刈り（集合写真・作業中・作業後）



### ◆町会・区による江堀り（集合写真・作業中・作業後）



### ◆町会・区、子供会、小学校による環境活動



花の植栽



子供会のゴミ拾い



粟ノ保小学校生き物

### 必ず届け出下さい（自己申告）

#### ●農地転用に転用申請・決済金が必要です。

「土地改良法第42条2項」

- ・農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地台帳から賦課面積が削除出来ないのので、毎年賦課金がかかります。
- ・公共事業（道路・河川・建物など）用地として転用された農地についても、転用決済金の納付が必要です。